

# 告示

## 埼玉県告示第千三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、安戸・田宮土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井和夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島二千七十五番地二
同	山崎利一	同 同 才羽二千六十五番地一
同	鈴木昭男	同 同 佐左エ門六百九十番地
同	秋山勝彦	同 同 大塚九十七番地
同	篠崎隆男	同 幸手市大字戸島百十三番地
同	榎原敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
監事	赤沼正夫	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根五十三番地
同	田中正俊	同 同 並塚五百八十番地
同	堀江清吉	同 幸手市大字戸島四百一番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	坂齋忠造	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野五百三十九番地
同	新井和夫	同 同 本島二千七十五番地二
同	山崎利一	同 同 才羽二千六十五番地一
同	田中正夫	同 同 大塚二百一番地
同	加藤初雄	同 幸手市戸島二丁目四十三番地
同	榎原敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
監事	鈴木昭男	同 北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門六百九十番地
同	松原耕作	同 同 堤根四千四十五番地
同	新井重夫	同 幸手市大字戸島三百三十八番地